

専決処分の報告について（修繕工事請負金額の変更）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年10月25日提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 2 月 15 日議会の議決により指定された請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円を超えない範囲の修繕工事請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和元年 9 月 24 日

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 城 間 幹 子

1 議決事件名 修繕工事請負契約について

(平成 29 年度～32 年度 焼却設備定期修繕)

(平成 29 年 2 月 8 日同意)

修繕工事名 平成 29 年度～32 年度 焼却設備定期修繕

契約の相手方

請負者 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目 7 番 2 7 号

商号 J F E エンジニアリング株式会社 九州支店

氏名 支店長 大 賀 隆 宏

2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 1,400,004,000 円

変更する金額 1,409,904,000 円

修繕工事請負変更契約書



- 1 件 名 平成29年度～32年度 焼却設備定期修繕
- 2 場 所 那覇・南風原クリーンセンター（沖縄県島尻郡南風原町字新川650番地）
- 3 変更工期 自 平成一一年一月一日
至 平成一一年一月一日
- 4 請負増減額 ￥9,900,000-（増額）
うち消費税及び地方消費税の額 ￥900,000-
（注）消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに
地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出。
- 5 変更内容 別途設計図書及び修繕設計変更協議書のとおり

上記修繕工事について、発注者那覇市・南風原町環境施設組合と請負者JFEエンジニアリング株式会社九州支店とが、平成29年2月8日に締結した修繕工事請負契約の一部を上記のとおり変更するので、契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

ただし、変更契約についても当初の契約に記載された条項を遵守するものとする。

令和元年 9 月 24 日

発注者 沖縄県南風原町字新川650番地
那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 城 間 幹 子

請負者 福岡市博多区博多駅東三丁目7番27号
JFEエンジニアリング株式会社九州支店
支店長 大 賀 隆 宏



修繕工事請負変更契約書



- 1 件名 平成29年度～32年度 焼却設備定期修繕
- 2 場所 那覇・南風原クリーンセンター（沖縄県島尻郡南風原町字新川650番地）
- 3 変更工期 自 平成--年--月--日
至 平成--年--月--日
- 4 請負増減額 ￥8,964,000-（増額）
うち消費税及び地方消費税の額 ￥664,000-
（注）消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに
地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出。
- 5 変更内容 別途設計図書及び修繕設計変更協議書のとおり

上記修繕工事について、発注者那覇市・南風原町環境施設組合と請負者JFEエンジニアリング株式会社九州支店とが、平成29年2月8日に締結した修繕工事請負契約の一部を上記のとおり変更するので、契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

ただし、変更契約についても当初の契約に記載された条項を遵守するものとする。

平成31年 11 月 11 日

発注者 沖縄県南風原町字新川650番地
那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 城間幹子

請負者 福岡市博多区博多駅東二丁目7番27号
JFEエンジニアリング株式会社九州支店
支店長 大賀隆宏



修繕工事請負変更契約書



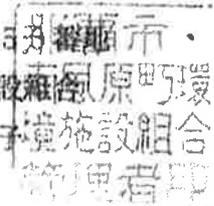
- 1 件名 平成29年度～32年度 焼却設備定期修繕
- 2 場所 那覇・南風原クリーンセンター（沖縄県島尻郡南風原町字新川650番地）
- 3 変更工期 自 平成一一年一月一日
至 平成一一年一月一日
- 4 請負増減額 ￥9,936,000-（増額）
うち消費税及び地方消費税の額 ￥736,000-
（注）消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに
地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出。
- 5 変更内容 別途設計図書及び修繕設計変更協議書のとおり

上記修繕工事について、発注者那覇市・南風原町環境施設組合と請負者JFEエンジニアリング株式会社九州支店とが、平成29年2月8日に締結した修繕工事請負契約の一部を上記のとおり変更するので、契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

ただし、変更契約についても当初の契約に記載された条項を遵守するものとする。

平成30年10月5日

発注者 沖縄県南風原町字新川650番地
那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 城間幹



請負者 福岡市博多区博多駅東二丁目7番27号
JFEエンジニアリング株式会社九州支店
支店長 大賀隆宏

修繕工事請負変更契約書



- 1 件名 平成29年度～32年度 焼却設備定期修繕
- 2 場所 那覇市・南風原グリーンセンター (沖縄県島尻郡南風原町字新川650番地)
- 3 変更工期 自 平成一一年一月一日
至 平成一一年一月一日
- 4 請負増減額 ¥9,504,000- (増額)
うち消費税及び地方消費税の額 ¥704,000-
(注) 消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに
地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出。
- 5 変更内容 別途設計図書及び修繕設計変更協議書のとおり

上記修繕工事について、発注者那覇市・南風原町環境施設組合と請負者JFEエンジニアリング株式会社九州支店とが、平成29年2月8日に締結した修繕工事請負契約の一部を上記のとおり変更するので、契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

ただし、変更契約についても当初の契約に記載された条項を遵守するものとする。

平成30年 1月15日

発注者 沖縄県南風原町字新川650番地
那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 城間 幹



請負者 福岡市博多区博多駅東2丁目7番27号
JFEエンジニアリング株式会社九州支店
支店長 大賀 隆 宏



修繕工事請負契約について（平成29年度～32年度 焼却設備定期修繕）

次のとおり修繕工事請負契約を締結する。

平成29年2月8日提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 城間幹子

1. 契約の目的 平成29年度～32年度 焼却設備定期修繕
2. 契約の方法 随意契約
3. 契約金額 1,371,600,000円
4. 契約の相手方

請負者 住所 福岡市博多区博多駅東2丁目7番27号
商号 JFEエンジニアリング株式会社九州支店
氏名 支店長 有賀 守

（提案理由）

那覇・南風原クリーンセンターのごみ処理施設全体の機能の保全・回復による安全・安定的な操業を目的とした「焼却設備定期修繕」を施工するため、この案を提出する。

平成29年2月8日 同意

那覇市・南風原町環境施設組合

議長 平良仁一



修繕工事請負仮契約書

- 1 件名 平成29年度～32年度 焼却設備定期修繕
- 2 場所 那覇市・南風原クリーンセンター
(沖縄県島尻郡南風原町字新川650番地)
- 3 工期 自 平成29年4月 1日
至 平成33年3月31日



4 請負代金額 ¥1,371,600,000-

うち消費税及び地方消費税の額 ¥101,600,000-

(注) 消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに
地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出。

- 5 契約保証金 那覇市・南風原町環境施設組合契約規則(平成19年規則第5号)
第4条第1項第3号の規定に基づき、免除する。
- 6 前金払い 適用なし。
- 7 部分払い 適用あり。
詳細是那覇市・南風原町環境施設組合修繕工事請負契約約款に定める。

上記修繕工事について、発注者那覇市・南風原町環境施設組合と請負者JFEエンジニアリング株式会社九州支店とは、那覇市・南風原町環境施設組合修繕工事請負契約約款に基づき、各々対等の立場における合意により、修繕工事請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約書は、当該契約について那覇市・南風原町環境施設組合議会の同意議決を得たときに、その議決の日をもって本契約に切り替わるものとする。この場合管理者は、議決のあった旨を遅滞なく請負者に通知するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

平成29年 1月23日

発注者 沖縄県南風原町字新川650番地
那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 城間幹子

請負者 福岡市博多区博多駅東二丁目7番27号
JFEエンジニアリング株式会社九州支店
支店長 有賀 守